他都市の条例の内容

項目	内 容	都市名
	○市は、この条例の目的を達成するため、雪に関する(地域の特性を考慮した)総合的かつ計画的な施策(雪対策)を実施するものとする。(実施に努めなければならない。)(適切な支援及び調整を行うものとする。)(市民及び事業者と連携して推進するものとする。)	妙千花知賀砺魚十越五柏大高谷沢安野市市市前市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
	○市は、前項の施策の実施に当たり、特に道路除雪、流雪溝の整備、用水の確保に 関する対策等に配慮し、市民福祉の増進に努めるものとする。	魚沼市
	○市(町村)は、総合的な除雪計画を作成し、その的確かつ円滑な実施を推進するよう努めなければならない。(努めるものとする。)(これに基づいた除排雪を実施するものとする。)	妙飯沢子花市市市村 小尾流 一年
	○市(町村)は、前項に規定する(の)除雪計画の実施(推進)にあたっては、市(町村)民にその周知徹底をはかり、市(町村)民の協力を確保する(理解を深める)よう努めなければならない。(努めるものとする。)	妙飯沢千余賀魚日越五大高山温谷町市市泉沿町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
	○市は、第1条の目的を達成するため、冬期迷惑駐車等の防止に関し必要な施策を 実施しなければならない。	石狩市
	○市は、道路の除雪に関する総合的かつ計画的な施策を講ずるものとする。○市は、協働による除雪を推進するとともに、その体制の整備に努めるものとする。○市は、市民の除雪マナーの向上を図るため、広報紙、ホームページ等による情報提供その他の啓発活動に努めるものとする。	十和田市
	○市は、市民が冬期間においても安全・安心に生活することができるよう、市民と協働で雪対策に取り組むものとする。○市は、自治会等が実施する雪対策の取組を支援するよう努めるものとする。	大仙市

項目	内 容	都市名
	○市(町村)民は、除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、自らの雪は自らの責任と負担において処理するという基本原則を守り(理念を保ち)、市民福祉の増進(生活の安全確保)に寄与する(雪に関する施策に協力する)よう努めなければならない。	妙飯沢子花市市村 小尾条賀田市市村 水水子花市野町市市 地泉田市市市市市市市市
	○市(町)民は、その地域において互いに力を合わせ、(国、県又は)市(町)の施策の実施に協力するとともに、自らも積極的に(参加するとともに)雪による生活の支障(雪)を克服し、雪の利用の促進(活用)に取り組む(努める)ものとする。	俱知安町 無
	○市(町村)民は、自治組織を通じ相互に協力し、地域の実情に応じて自主的な除 雪対策を実施するよう努めなければならない。(雪処理に努めるものとする。)	妙飯沢千花市町魚田 大五高山温谷沢町市市泉省沢町市市 東京町市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
(理意)	○市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の 雪処理への支援に努めるものとする。	青森市
(理念・モラル) 遵守事項等 民の役割・責務	 ○市民は、お互いに助け合い、冬を元気に楽しく暮らすために、創意と意欲を持って、次のことに取り組みます。 (1) 雪寄せや落雪などに対しては雪国の生活マナーを守り、お互いに協力し助け合います。 (2) 路上駐車や道路への雪捨てなどの迷惑行為にみんなで気をつけ、良好な道路環境を保つように努めます。 (6) 雪に強い住まいづくりに努めます。 	横手市
	○市民は、冬に親しみ、冬を楽しむ暮らしづくりと快適な冬の生活環境づくりのため、創意と意欲をもって、次の項目について積極的に取り組みます。 (1) 冬の生活空間の確保のため、除・排雪に協力するよう努めます。 (2) 雪処理、落雪等に対しては、互助協力の意識をもって、北国の生活マナーを守ります。 (5) 冬の生活が快適になる住まいづくりをすすめます。 ○市民は、互いに協力し助け合い、冬期間における住みよい地域づくりに取り組む	名寄市
	○市民は、互いに協力し切り合い、冬期間における任みよい地域づくりに取り組むものとする。 ○市民は、道路の除雪に関する市の施策に協力するものとする。 ○市民は、自己の所有し、又は使用する敷地内の雪を自らの責任と負担において処理するものとする。 ○市民は、除雪作業により発生した自己の所有し、又は使用する敷地への寄せ雪を自ら処理するよう努めるものとする。 ○市民は、地域における高齢者、障害者その他の除雪が困難な者への支援に努めるものとする。	十和田市
	○市民は、自らの雪は自らの責任において処理するという基本原則の下、他の迷惑にならないよう雪処理についてのマナーを守り、安全で住みよい地域づくりに努めるものとする。 ○市民は、市が実施する雪に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。 ○市民は、雪処理についてお互いに助け合い、自治会等が行う雪対策の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。	大仙市

項目	内 容	都市名
(雪出し,河川・流雪溝維持) 遵守事項等 住民の役割・責務	○市(町村)民は、雪処理(かたづけ)にあたっては、特に次のことを守らなければならない。(1)道路における交通を妨害しないよう適切な措置を講ずること。(2)河川、(流雪溝、)用水路等の流水に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。	妙飯沢千花市野市市市村 水水 医神经炎 医水子花 电多型 电多型 电多型 电多数
	○市民等は、冬期における市民生活の安全を確保するため、雪処理を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。 一 国、県又は市によって除排雪される道路には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと。 二 河川、水路等への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること。	青森市 柏崎市
	○市民は、雪処理に当たり、道路交通の確保並びに河川、用排水路、流雪溝等の流水の維持及び安全性の確保に努めるものとする。	魚沼市
	○市民は、次に掲げる事項を守らなければならない。(1) 自己の所有し、又は使用する敷地内の雪をみだりに道路に出さないこと。	十和田市
	○町民は、冬期間の道路交通及び歩行者の安全の確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。(1) 除雪道路にみだりに雪を捨てないこと。(2) 流雪溝を利用する際の遵守事項を守ること。	倶知安町
	 ○市民は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、特に次の事項を守らなければならない。 (1) 除雪道路(市又は国若しくは県によって除雪される道路をいう。)には、みだりに雪を捨てないこと。ただし、やむを得ず雪を出す場合は、道路わきに積みあげる等適切な措置をとること。 ○市民は、河川、流雪溝、用水路等(以下「河川等」という。)に排雪する場合、水上り等の事故を引き起こさないよう十分注意しなければならない。 	十日町市
(路上駐車・車両) - 遵守事項等 住民の役割・責務	○市民は、自ら冬期迷惑駐車等をしないように努めるとともに、市が行う冬期迷惑 駐車等の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。	石狩市
	○市民は、路上駐車等により除雪車の障害とならないよう十分注意しなければならない。	五泉市
	○市民等は、自動車を道路に駐車するときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、除排雪作業の支障とならないようにしなければならない。	青森市 柏崎市
	○市民は、次に掲げる事項を守らなければならない。(3) 路上駐車その他除雪作業に支障が生じる行為をしないこと。	十和田市
	○町民は、冬期間の道路交通及び歩行者の安全の確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。(4) 路上駐車等除雪の妨げになる行為をしないこと。	倶知安町
	○市民は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、特に次の事項を守らなければならない。(2) 車両を運転する場合は、水のはね上げ防止等など歩行者の支障にならないよう十分注意すること。(3) 通勤等の自家用車使用については、自粛に努めること。	十日町市

項目	内 容	都市名
(建築時の配慮)(建築時の配慮)(建築時の配慮)	○市(村)民は、住宅、車庫、へいその他これらに類するものを建築しようとする 場合、除雪等の障害とならないよう雪に対し十分配慮しなければならない。	妙高市 飯山泉泉市 野沢千谷沢 小千花沢 下 下 で で で で で で で で の の の の の の の の の の
	○町民は、住宅・車庫・塀・樹木・その他これらに類するものを建築又は設置しようとする場合は、道路除雪等の障害とならないよう雪に対し十分配慮するとともに、その屋根雪等の処理についても、第三者の障害とならないよう十分配慮しなければならない。	余市町
	○市民は、建築物、竹木等が除雪等の障害又は第三者に被害を及ぼさないよう配慮するものとする。	魚沼市
	○市民等は、建築物等を新築する場合には、当該建築物等の敷地内における雪の堆積場所の確保、屋根の無落雪化等により、道路交通への支障、隣地への落雪、河川等の流水への支障等の迷惑を及ぼさないように十分配慮しなければならない。	青森市 柏崎市
	○市民は、次に掲げる事項を守らなければならない。(2) 建築物から道路に雪を落下させないよう必要な措置を講ずること。	十和田市
	○町民は、冬期間の道路交通及び歩行者の安全の確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。(3) 屋根雪等の処理で交通の妨げにならないようにすること。	倶知安町
	○市民は、自己の所有に係る竹木が除雪等の障害とならないよう、自ら又は市の指導を得て、枝葉等を剪除(除去)しなければならない。	阿賀野市 五泉市
事業者の役割・責務	○事業者は、自らはもとより、来訪者及び従業者に冬期迷惑駐車等をさせないよう 努めるとともに、市が行う冬期迷惑駐車等の防止に関する施策に協力するよう努め なければならない。 ○大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、その施設を利用する者のために、 車両の駐車場所を確保するよう努めなければならない。	石狩市
	○事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理する(よう努める)ものとする。 ○事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合う(よう努める)ものとする。 ○事業者は、(国、県又は)市が実施する雪(処理)に関する施策(の推進)等に協力する(よう努める)ものとする。	青森市 柏崎市 大仙市
	○事業所は、地域の模範として雪国のマナーやルールを守り、地域に貢献するために、次のことに取り組みます。 (1) 地域のルールを守った除排雪に努めます。 (2) 除雪ボランティア活動を応援し、協力します。 (3) 雪国の伝統行事やお祭りを応援します。 (4) 除雪を考えたまちづくりや雪に強い住まいづくりに努めます。 (5) 雪国の生活や伝統文化に根ざした産業の振興に努めます	横手市
除雪事 後割 者の	○除雪業者は、将来にわたり除雪業者となるよう除雪重機及び除雪重機オペレーターの確保に努めるものとする。 ○除雪業者は、市が定めた基準に適合した除雪を行うとともに、除雪技術の向上に努めるものとする。 ○除雪業者は、道路の交通に関する法令を遵守し、安全で丁寧な除雪に努めるものとする。	十和田市

項目	内 容	都市名
(勧告) 行政指導等	○市(町村)長は、除雪道路に雪が人為的に放置され、著しく道路交通の妨害となるおそれがあると認めるとき、又は河川等への排雪方法が適切でないため河川等の流水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その雪の処理について(責任がある者に対し)、必要な措置をとる(講ずる)よう勧告することができる。	妙飯沢千花市町 魚 高山温谷沢町東 所 東 田 東 田 東 田 東 田 東 田 東 田 東 田 東 田 東 田
	○市長は、前条第一項又は第三項(雪出し・路上駐車)の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しい支障が生じると認めるとき又は除排雪作業に支障が生じると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 ○市長は、市民又は事業者が前条第二項(新築時)の配慮を欠くことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しく支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。	青森市柏崎市
行政指導) 第 第 第	○市(町)長は、前条の規定に違反して、不適切な雪処理をしたことにより、道路 交通及び歩行者の安全の確保(除雪作業)に著しい支障があると認めたときは、当 該違反をした者に対し(遵守事項を守るよう)必要な措置を講ずるよう指導するこ とができる。	俱知安町 十和田市
(禁止・制限) 行政指導等	○市(町)長は、排雪により道路、河川等において前項に規定する障害のおそれがあると認めるときは、必要に応じて関係機関と協議し、区域及び日時を定め、道路、河川等への排雪を禁止(又は制限)することができる。	妙千花市野 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市